

第7回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年1月26日(水)午後2時00分～午後2時45分

2 開催場所 有家庁舎2階会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番	太田香代子	2番	廣瀬博一	3番	伊崎美代子	4番	木下勝徳
5番	小川一英	6番	植木健太郎	7番	楠田耕三	10番	本多利任
11番	山下勝也	12番	山崎伸吾	13番	寺田健蔵	14番	水田 勇
15番	中村修治	16番	金子初夫	17番	馬場正国	18番	岩永豊一
	会長		中川繁憲				

4 欠席委員
(農業委員)

8番 平 光正 9番 中野裕二

5 議事録署名委員 13番 寺田健蔵 14番 水田 勇

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 ・農地改良等届出について

事務局(〇〇) それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、9番中野委員、また少し遅れると15番中村委員から連絡が来ております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は16名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 皆さん、こんにちは。

年が変わりまして、一月が過ぎようとしておりますが、改めまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

本日は、第7回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年末から、新型コロナウイルス、オミクロン株の発生に伴い、急激な感染拡大が続いております。現在も感染拡大が止まらず、県内もクラスターが発生し、警戒レベルが引き上げられることなど、予断を許さない状況であります。

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクの軽減を図るため、席順を変更し、農地利用最適化推進委員の方につきましては、議案の審議につき意見を述べる必要がある委員のみ出席をお願いしております。

さて、1月中旬から2月末までを農業者年金加入推進強化月間と定め、各地区において年金加入推進に取り組んでいただいております。推進部長さんを中心に地区毎に作戦会議が開催され、戸別訪問も既に何件も回っていただいた委員もいらっしゃるかと伺っております。本年度加入推進目標は50人ですが、全委員が1名以上の加入推進を達成できますよう、また新型コロナウイルス感染症の対策を取りながらの推進となりますように、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から農業委員19名中、出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に13番寺田委員、14番水田委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局から説明をお願いします。

事務局(〇〇) 今年もよろしく願いいたします。私から、説明をさせていただきます。座って説明いたします。

それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請書について、2ページをお願いいたします。

(議案第29号 番号1～7を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。まず、1番から3番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さんいかがでしょうか。

(「ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

次に、4番から7番の案件は、土地は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さんいかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

皆さんから、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について** 番号1より事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、農地法第4条の規定による許可申請書について、3ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇、土地が深江町〇〇、地目が田、地積が133平米になります。転用の目的が資材置場。今回、〇〇を営んでおられますが、リサイクル家電等の電化製品の置場として利用したいということになります。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地に該当しますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。リサイクル家電等の電化製品を置く露天資材置場、面積133平米になります。敷地は碎石舗装をする計画です。雨水は自然流下、汚水・生活雑排水については発生いたしません。資金につきましては、自己資金で賄われます。以上です。

議 長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。1月24日午前10時頃から、西有家の〇〇委員と深江の〇〇委員、事務局3名の計6名で現地を見てきました。

場所は、深江町の国道251に〇〇というのがありますけれども、そこから雲仙方向へ1.5キロぐらい行ったところにあります。申請地は、〇〇というのがありますが、その真裏です。

今回申請の理由は、リサイクル家電の仮置場にしたいということで、この申請地は日照に関しては申請地の南西側及び北側、北西側は申請人所有の農地であって、北東側及び南側は市道で、周りに与える悪影響は少ないと思われます。また、雨水に関しては自然流下ということですので、北東側に市道の側溝がありますので、大雨などが降った場合にそこに流すようにするということでした。以上です。

議 長 現地調査委員からの報告がありました。同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が説明されましたように、何ら問題ないと見てまいりました。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、農地法第5条の規定による許可申請書について説明いたします。4ページをお願いいたします。

番号1、大阪市の〇〇から北有馬町の〇〇んへ、土地、有家町〇〇ほか1筆、いずれも畑、合計が1,317平米になります。転用の目的は、一般個人住宅及びアパートになっております。住居とアパートを3棟建築したいということであります。権利の内容としましては売買で、期間は永久となっております。備考欄にもありますとおり、一部〇〇、宅地になりますが、こちらの面積64.82平米と併せて一体利用となります。合計が1,381.82平米となります。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、おおむね500m以内に〇〇がありますので、第2種農地と思われれます。一般住宅は、木造2階建て、建築面積85.19平米です。賃貸アパートにつきましては、木造平家建ての3棟、62.69平米が2棟、65.56平米が1棟、合計190.94平米となります。

一般住宅の駐車場部分につきましては、コンクリート舗装する計画となっております。また、賃貸アパート住宅の敷地内については、コンクリート舗装する計画となっております。雨水につきましては、新設の側溝と溜枡を経由して道路側溝へ放流予定となっております。こちらにつきましては、北側にある賃貸住宅2棟は北側の市道の道路側溝へ、そして残りの一般住宅と南側にある賃貸住宅については、南側の道路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後に、側溝と溜枡を経由して、それぞれ同じ道路側溝へ放流ということで計画されております。資金につきましては、自己資金と借入金によって賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。1月24日の午前9時過ぎより、私、〇〇委員、有家町の〇〇委員、そして事務局3名の6名で見てまいりました。

場所は、国道251号線の有家町の〇〇交差点よりこの〇〇に向けて入ってきます。そして、最初の四つ角をそのまま直進して300m行ったところを右に入ったところです。

今、事務局の説明があったとおり、雨水関係ですけれども、賃貸住宅の2棟が北側に、南側の住居と賃貸住宅1棟は南側にということで、十分処理できる道路側溝がありまして、雨水は問題ないと思っています。東側に畑がありまして、その日照は、距離がありまして、作物にも影響はないと思います。そして、東側の畑の進入路ですけれども、進入することができなくなるので、この住居と一番南側の賃貸住宅の前を通過して農地に入れるようにするというふうに聞いてまいりました。何ら問題ないかと思ひます。皆さんご審議よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告がありましたが、同行されました〇〇番の〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。その写真でも分かりますように、右上のほうに倉庫が建っていますよね。それで、この北側の2棟のアパートの排水が〇〇の市道のほうに流すようになるものから、手前をかき上げすることになっているのですよね。

かき上げした場合に、その倉庫の地盤よりも高くなるものですから、その倉庫の所有者と話をしてくださいということで帰ってきました。以上です。

議長 今の側溝のほうの雨水は、そちらのほうに流れるようにというふうな話をされてこられたということでしょうか。

〇〇番〇〇委員 いや、こっちに流すと、そうじゃなくて、工事をした場合に、倉庫のほうが低くなるものですから、それは地主さんと相談をしてくださいということで、こっちに流せとは言っていないです。

議長 分かりました。じゃ、新しく排水路を設置してくださいということでしょうか。

〇〇番〇〇委員 そうですね。迷惑がかからないようにお互いに話をしてくださいということ言ってきました。

議長 迷惑がかからないようにお互いに話をしてくださいということ言ってこられたそうです。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、5ページをお願いいたします。

番号2、加津佐町の〇〇、加津佐町の〇〇から加津佐町の〇〇へ、加津佐町〇〇ほか4筆。いずれも地目田、地積合計が3,280平米になります。転用の目的が、バレイショ選果場及び駐車場。バレイショの選果場を建築し、駐車場を整備したいということになります。権利の内容につきましても、売買で取得されるということになります。なお、備考欄にありますとおり、現在駐車場になっています〇〇ほか4筆になりますが、こちらを合わせて全体で6,857平米を一体利用という形になります。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地に該当しますので、第1種農地と思われませんが、農業用施設になることから例外規定に該当すると思われます。

バレイショ選果場、鉄骨2階建ての建築面積1,860平米です。敷地内をアスファルト舗装されます。北側にはコンテナ置場を設置し、周囲にフェンスを設置し、敷地外へ飛び出さないようにいたします。駐車場につきましては、職員用33台分と事業用7台分の計40台分を確保するというようになっております。雨水につきましては、側溝と溜枡を経由して周囲にある水路へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては、浄化槽を経由して水路へ放流する計画となっております。資金につきましては、自己資金により賄われます。

なお、本案件につきましては、都市計画区域内の3,000平米以上の開発行為に該当いたしますので、都市計画法第29条の開発行為の許可申請が令和4年1月〇〇日付でなされており、南島原市より都市計画法上の支障はないとの意見を付されて長崎県知事に令和4年1月〇〇日付で進達されております。以上になります。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日の午後2時から、私と加津佐の〇〇委員、それに事務局3名とそれから事務局長、会長、合計7名で見えてまいりました。

場所は、〇〇、皆さんご存じだと思いますけれども、〇〇バス停と〇〇バス停のちょうど中間ぐらいです。〇〇の裏側に、駐車場のすぐ横です。

今、駐車場として利用されているほうに選果場が建つ計画ですけれども、それで北側には建物は建たないということで、北側の田は1m50cmぐらい駐車場より高く、それを削り取って駐車場と同じ高さにして、そして一段低いところの向こう側の田、あれが一段低いのですけれども、それはそのまま職員の駐車場にするということで。別にこちら側には日照は関係ないと思われまます。現在の石垣の下を削り取るもので、そこはブロックで整備しますということでした。

あとは、大きい側溝がその駐車場の一番下に、幅2mぐらいの用水路があります。そこに雨水

とかは流れて行くそうです。その内側にも、もう一つ30cmぐらいの側溝が別にあります。それを先に設置したので、現在もあるということ。その後で市のほうが2mぐらいの用水路を造ってくれたということで、雨水のほうは大丈夫かなと見てまいりました。あと、周りの畑の人には全部、こういうことでやりますのでということで、話をしておいてくださいということで帰ってきました。問題はないと見てまいりました。ご審議をお願いします。

議長 現地調査委員からの報告がありました。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員、いかがですか。ご意見ありませんか。

〇〇番〇〇委員 問題ないと思いますが。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、この案件は3,000平米以上の転用許可申請であり、長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として長崎県農業会議に諮問することとし、その後農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

次に、**議案第32号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。6ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規で5件、9,949平米、再設定が12件の2万8,798平米の合計17件の3万8,747平米です。使用貸借権が再設定のみ、3件の7,673平米です。所有権移転の売買が3件、3,301平米、贈与が1件の1,225平米の合計4件の4,526平米です。中間管理事業、一括方式分になりますが、新規で賃貸借権が3件、7,555平米、使用貸借権が3件の2,564.44平米の6件、1万119.44平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定については朗読を割愛させていただきます。それでは、6ページをお願いいたします。

(議案第32号 賃貸借権 番号1～5新規設定、所有権 番号21～24、一括方式分 賃貸借権 番号25～27新規設定、使用貸借権 番号28～30新規設定を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われま。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところでありますが、6ページの番号1、2、3、出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 次に、番号1、2、3について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号1、2、3について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「ありません」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— ○○番○○委員入席 ——

議 長 ご意見がありませんので、議案第32号 農用地利用集積計画は、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

○○番○○委員 ちょっと、一つ。

議 長 ○○番○○委員。

○○番○○委員 9ページの埼玉県とか福岡県とか京都とかおらずでしょう。これらは、24分の7とか24分の7、8分の1、48分の7とか、これはどうなっているのか。普通、子供やったら半分とかでしょう。この割合が分からないのですけれども、教えてください。

議 長 言われるとおりですね。

事務局(○○) これにつきましては、子供もいらっしゃいますし、その子供の子供さんもいらっしゃいますので、その人数に応じて、またその割合の、3人ということであれば3分の1という形になります。

○○番○○委員 遠い親戚なら、48人なら48人になっているのですけれども。

事務局(○○) なります。子供さんだけであれば同じ等分で割るのですけれど、そこから子供さんが亡くなられて、子供さんのさらに子供さんになると、その持分の相続人でまた割っていくという形になりますので、ちょっと割合が若干変わってきます。

○○番○○委員 分かりました。

議 長 ○○番○○委員、よろしいですか。

○○番○○委員 はい。

議 長 先ほど異議がなしということでありましたので、これに決定いたします。

11ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

次に、12ページ、**農地改良等届出**について 事務局に説明をお願いします。

事務局(○○) 農地改良等届出について説明いたします。12ページをお願いいたします。

番号1、届出人、長崎市の○○、深江町○○ほか1筆。地目が田、地積が合計791平米になります。届出の事由が、道路より低いため、機械を乗り入れできるようにかさ上げしたいということでございます。

本案件につきましては、令和元年4月総会の案件で、市道付け替え用地への一時転用として審議し、令和元年6月14日付、長崎県指令31農地活第○○号で農地法第5条の許可があった案件となっております。

○○橋側道橋工事のため、工事ヤードと市道付け替えにより埋め立てた農地について、本来元の高さにして農地復元するところですが、元の高さでは先ほどの理由のとおり機械の乗り入れ等が難しいため、埋立てをしたままの高さで農地として復元したいということでございます。

元の高さから最大2.8mのかさ上げがされており、表土につきましては従前の表土を別のところに保管しております。深さが大体30センチほどの表土となるということです。こちらを入れて農地として、隣接の道路からの進入路を設置する計画となっております。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を、○○番○○委員からお願いします。

○○番○○委員 ○○番○○です。これも、1月24日午前10時20分ほどから、西有家の○○委員、

深江の〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。

場所は、〇〇川と国道251号線が交わるところで、島原側になります。

ここは、事務局からさっき説明があったように、ここは大体3mぐらい低い水田でした。国道の歩道に橋を架けるために、利便性を得るために埋め上げから、今、工事をされているんですけども、工事がもうすぐ済むということで、今、道路並みに埋め上げてありますが、使い勝手のいいように道路並みの高さにして、表土を30センチぐらい入れてから耕作するというものでした。

ここは、以前は水田だったのですけれど、用水の関係はと聞いたところ、流末にも水田があって、そこにもちゃんと水が行くようにしてあるということでした。県がすることですから、多分間違いないと思いますけれども。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員がおっしゃられたとおり、何ら問題ないかと思えます。

田んぼとしては、今後は水位の関係上、畑として耕作されるということです。何ら問題ないと思ってきました。以上です。

議長 これは、今後は畑、地目変更されるのですか。

事務局(〇〇) いえ、地目はそのまま田ということで。

議長 田で。

(「畑だったらできそうやけどね」との声)

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 その写真の家が、住宅が建っていますが、そこと、申請地の間に用水があります。水田にしてもよかったんでしょうけれども、畑にして誰か借手がいればお願いしますよということでした。

議長 利用は畑ということですね。

〇〇番〇〇委員 多分そうだと思います。

議長 現状、埋め立てて、一時転用されて、歩道橋を架けるために工事で一時転用されておられるところでありまして、埋立ては済んでいるわけですが、それを生かして表土を30センチ程度入れて農地に復元するということですね。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 意見がありませんので、異議なしとして届出を受理することといたします。

以上をもって、議案の審議を終了させていただきます。